

国立大学法人和歌山大学における個人情報の保護に関する規程

制 定 平成17年 3月18日

全部改正 平成18年 3月17日

法人和歌山大学規程第 486 号

最終改正 令和 5年 2月21日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いその他個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、個人情報保護法第2条、第16条及び第60条並びに番号法第2条の定めるところによる。

第2章 個人情報保護の管理体制

(総括保護管理者)

第3条 本学に、個人データ及び個人番号（以下「個人データ等」という。）の適正な管理を行うため、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、企画担当の理事（番号法に関する管理については、総務担当の理事）をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における個人データ等の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 本学組織規則に定める学部、附属機関、教育学部各附属学校、事務局各課等（以下「部局等」という。）に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該部局等の長をもって充てる。

2 保護管理者は、当該部局等における個人データ等の適切な管理を確保する。個人データ等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 各部局等に保護担当者を置き、当該部局等を所掌する教職員のうちから保護管理者が指名する。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐する。

(監査責任者)

第6条 本学に個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、監事をもって充てる。

2 監査責任者は、本学における個人データ等の管理状況を監査する。

(個人情報の管理に関する審議機関)

第6条の2 個人データ等の管理に係る重要事項については、本学の役員会において審議

個人情報の保護に関する規程

する。また、その他の事項及び連絡・調整等については、本学の広報・情報公開委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

（安全管理措置）

第6条の3 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う教職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

- 2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。
- 3 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。
 - (1) 事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
 - (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制
 - (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
 - (4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（教育研修）

第7条 総括保護管理者は、個人データ等の取扱いに従事する役員及び教職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）に対し、個人データ等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、個人データ等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、個人データ等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局等の現場における個人データ等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該部局等の職員等に対し、個人データ等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

（職員等の責務）

第8条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データ等を取り扱わなければならない。

- 2 職員等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第3章 個人データ等の取扱い (利用目的の特定)

第9条 保護管理者は、職務上個人情報を作成し、又は取得するに当たっては、本学の業務（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号の規定により本学が実施する業務をいう。以下同じ。）を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 保護管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第10条 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 本学は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（不適切な利用の禁止）

第10条の2 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第11条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を

個人情報の保護に関する規程

得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
(取得に際しての利用目的の通知等)

第11条の2 本学は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 本学は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第12条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データ等を正確かつ最新の内容

に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データ等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 保護管理者は、当該部局等における個人データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、必要に応じ、個人データ等の利用者等の制限その他の合理的な安全対策を講じるものとする。

2 個人データ等は、前項の利用者の制限を受けていない職員等が利用する場合に限り、取り扱うことができる。ただし、職員等が業務上の目的で個人データ等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従うものとする。

- (1) 個人データ等の複製
- (2) 個人データ等の送信
- (3) 個人データ等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他個人データ等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データ等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

4 職員等は、個人データ等又は個人データ等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データ等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

5 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人データ等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

6 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

7 職員等は、個人データ等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(個人番号の利用の制限)

第13条の2 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第13条の3 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第13条の4 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第13条の5 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を

個人情報の保護に関する規程

含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第13条の6 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(職員等の監督)

第13条の7 本学は、その職員等に個人データ等を取り扱わせるに当たっては、当該個人データ等の安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第13条の8 本学は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(情報システムにおける安全の確保等)

第14条 保護管理者は、個人データ等（情報システムで取り扱うものに限る。（以下この14条（第9項を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は臨時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じ必要と判断した場合、当該個人データ等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は臨時に分析するために必要な措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。
- 5 保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。
- 6 保護管理者は、個人データ等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。
- 7 保護管理者は、不正プログラムによる個人データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。
- 8 職員等は、個人データ等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、隨時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

- 9 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員等は、これを踏まえ、その処理する個人データ等について、当該個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。
- 10 職員等は、情報システムで取り扱う個人データ等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データ等の内容の確認、既存の個人データ等との照合等を行う。
- 11 保護管理者は、個人データ等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するためには必要な措置を講ずる。
- 12 保護管理者は、個人データ等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。
- 13 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。
- 14 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。
- 15 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。
- 16 職員等は、端末の使用に当たっては、個人データ等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の措置を講ずる。
- 17 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人データ等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。
- 18 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人データ等にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
- 19 アクセス権限を有しない職員等は、個人データ等にアクセスしてはならない。
- 20 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データ等にアクセスしてはならない。
- 21 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人データ等への不適切なアクセスの監視のため、個人データ等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。
- 22 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の安全管理）

第15条 保護管理者は、個人データ等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）の管理を行う者を定めるとともに、用件の確認、

個人情報の保護に関する規程

入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、個人データ等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。
- 5 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。
- 6 個人データ等が、情報セキュリティの確保を要するものである場合の個人データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の管理は、別に定める。

（漏えい等の報告等）

第15条の2 本学は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、本学は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第16条 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ

り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - (7) 当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 本学は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第11条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- (1) 本学の名称及び住所並びに学長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 本学は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

個人情報の保護に関する規程

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 本学は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所並びに学長の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

(外国にある第三者への提供の制限)

第16条の2 本学は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第16条の5第1項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報の保護に関する法律施行規則第15条に規定するものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの章の規定により本学が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則第16条に規定する基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報の保護に関する法律施行規則第17条に規定するところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 本学は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報の保護に関する法律施行規則第18条に規定するところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第16条の3 本学は、個人データを第三者(個人情報の保護に関する法律第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第16条の5において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報の保護に関する法律施行規則第19条に規定するところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報の保護に関する法律施行規則第20条に規定する事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第16条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報の保護に関する法律施行規則第21条に規定する期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条の4 本学は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報の保護に関する法律施行規則第22条に規定するところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、本学が同項の規定による確認を行う場合において、本学に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 本学は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報の保護に関する法律施行規則第23条に規定するところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報の保護に関する法律施行規則第24条に規定する事項に関する記録を作成しなければならない。

4 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報の保護に関する法律施行規則第25条に規定する期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第16条の5 本学は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等(個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。)を構成するものに限る。以下この章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第16条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報の保護に関する法律施行規則第26条第1項に規定するところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報の保護に関する法律施行規則第26条第2項に規定するところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第16条の2第3項の規定は、前項の規定により本学が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により本学が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供

個人情報の保護に関する規程

した」と読み替えるものとする。(個人データ等の提供)

第17条 保護管理者は、個人情報保護法第27条第1項第1号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に個人データ等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保護管理者は、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は隨時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第27条第1項第4号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に個人データ等を提供する場合において、必要があると認めるときは、第1項及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。
- 5 保護管理者は、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、個人データの内容などに応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第18条 本学は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等(仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるよう体的に構成したものとして政令で定めるものをいう。)を構成するものに限る。以下この章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則第31条に規定する基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則第32条に規定する基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本学は、第10条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第9条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第11条の2の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第

3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第12条の規定は、適用しない。

6 本学は、第16条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第16条第4項中「前各項」とあるのは「第18条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第16条の3第1項ただし書中「第16条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第16条第1項各号のいずれか)」とあり、及び第16条の4第1項ただし書中「第16条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第16条第4項各号のいずれか」とする。

7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報の保護に関する法律施行規則第33条に規定するものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第9条第2項及び第15条の2の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第18条の2 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

2 第16条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第18条の2第1項」と、同項第2号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第13条の7から第13条の9まで及び第53条並びに前条第7項及び第8項の規定は、本学による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第13条の7中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

個人情報の保護に関する規程

(業務の委託)

第19条 個人データ等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合、保護管理者は、委託先において保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていることを確認し、かつ、書面により、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他個人情報の管理に関し必要な事項を確認し、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託に係る契約書に次に掲げる事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、持出し及び目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第5項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の廃棄、消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (7) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項
 - (8) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する事項
 - (9) 従業者に対する監督・教育に関する事項
 - (10) 契約内容の遵守状況について報告を求めることに関する事項
 - (11) 本学が必要と認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができる事項
- 2 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。
- 3 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 4 個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、委託先において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 5 委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第3項の措置を実施する。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 個人番号関係事務の全部又は一部の委託先が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 7 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、保護管理者は、

労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 8 個人データを提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(事案の報告及び再発防止措置)

第20条 個人データ等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該個人データ等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じる（ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。）とともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 3 総括保護管理者は、前項ただし書の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告する。
- 4 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護法第26条の規定に基づき、個人情報保護委員会に報告するとともに、文部科学省に情報提供を行うものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人データ等の本人への対応等の措置を講じなければならない。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会及び文部科学省に情報提供を行うものとする。

(監査・点検・評価及び見直し)

第21条 監査責任者は、個人データ等の適切な管理を検証するため、第3条から前条までに規定する措置の状況を含む本学における個人データ等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ隨時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、当該部局等における個人データ等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ隨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。
- 3 前2項の報告を受けた総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人データ等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

個人情報の保護に関する規程

(行政機関との連携)

第21条の2 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

(学術研究機関等の責務)

第21条の3 本学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規則の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第4章 個人情報ファイル簿、特定個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第22条 保護管理者は、当該部局等において個人情報ファイル(個人情報保護法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、総括保護管理者に届け出なければならない。

- 2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに個人情報保護法第75条第1項各号の事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、本学の閲覧所(第24条に定める開示窓口をいう。)に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する。
- 3 個人情報ファイル簿は、本学が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

(個人情報ファイル簿の変更等)

第23条 保護管理者は、前条第1項の規定により届け出た内容に変更があったとき、個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが独立行政法人等個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、直ちに、総括保護管理者に届け出なければならない。

- 2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに個人情報ファイル簿を修正し、又は当該個人情報ファイルについての記載を削除する。

(特定個人情報ファイル簿の作成、公表、変更等)

第23条の2 第22条及び第23条の規定は、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表並びに特定個人情報ファイル簿の変更等に準用する。この場合において、これらの規定中「個人情報ファイル」とあるのは「特定個人情報ファイル」と、「個人情報ファイル簿」とあるのは「特定個人情報ファイル簿」と読み替えるものとする。

第5章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求)

第24条 個人情報保護法(番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)第76条の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報又は保有

特定個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、開示請求書（別記様式第1号）を開示窓口に提出して行わなければならない。

2 前項の開示請求書の提出に際しては、個人情報保護法第77条第2項に定める書類（個人情報保護法第76条第2項に基づく代理人による請求にあたっては別記様式第2号を含む）を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項に定める開示窓口は、企画課に置く。

（開示請求書の補正）

第25条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるとときは、開示窓口において、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するものとする。

（開示請求書の写しの交付）

第26条 開示窓口において開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写しを交付するものとする。

（開示請求書の写しの送付）

第27条 開示窓口において開示請求書を受理したときは、当該個人情報を管理する保護管理者に開示請求書の写しを送付するものとする。

（保有個人情報、保有特定個人情報の提出）

第28条 保護管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、個人情報については当該保有個人情報、特定個人情報については当該保有特定個人情報を総括保護管理者に提出しなければならない。

（開示等の決定）

第29条 総括保護管理者は、第25条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があつた日から30日以内に、個人情報保護法第78条から第81条までに定める保有個人情報又は保有特定個人情報について、開示（部分開示を含む。以下同じ。）、不開示又は拒否の決定（以下「開示決定等」という。）を行うものとする。

2 総括保護管理者は、開示決定等を行うに際しては、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

（開示等の決定通知）

第30条 総括保護管理者は、個人情報保護法第82条の規定により開示決定等を行ったときは、開示請求者に対し、別記様式（第3号又は第4号）により通知しなければならない。

（期限の延長）

第31条 総括保護管理者は、個人情報保護法第83条第2項又は同法第84条の規定により第29条に定める期限を延長するときは、別記様式（第5号又は第6号）により、開示請求者に通知しなければならない。

（事案の移送）

第32条 総括保護管理者は、個人情報保護法第85条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式（第7号）により、当該独立

個人情報の保護に関する規程

行政法人又は行政機関の長に通知するとともに、別記様式（第8号）によりその旨を開示請求者に通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会付与等）

第33条 個人情報保護法第86条第1項又は第2項の規定により、開示決定等をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、総括保護管理者は、事前に別記様式（第9号又は第10号）により、当該第三者に通知するものとする。

2 個人情報保護法第86条第3項の開示決定をするときは、総括保護管理者は、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上の期間を設けるとともに、開示決定後直ちに、別記様式（第12号）により、当該第三者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第34条 保有個人情報の開示は、個人情報保護法第87条第3項による申出（別記様式第13号）に基づき、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているものにあっては閲覧又は写しの交付により開示窓口において（写しの交付について送付の方法によることを申し出た場合にあっては郵送により）行い、電磁的記録に記録されているものにあっては当該保有個人情報ごとに総括保護管理者が定めるところにより行う。

2 保有特定個人情報の開示は、前項の規定を準用して行う。この場合において、規定中「保有個人情報」とあるのは「保有特定個人情報」と読み替えるものとする。

（手数料）

第35条 開示請求者は、第24条の規定による請求を行う際に、併せて手数料を現金又はそれに準ずる方法で納付しなければならない。

2 手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき、300円とする。

（2）開示請求に係る保有特定個人情報が記録されている法人文書一件につき、300円とする。

3 保有個人情報の開示を受ける者で保有個人情報の写しの送付を希望するときは、第34条第1項の規定による申出を行う際に、保有特定個人情報の開示を受ける者で保有特定個人情報の写しの送付を希望するときは、第34条第2項の規定による申出を行う際に、併せて郵送料を郵便切手で納付しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求）

第36条 個人情報保護法第90条の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報又は保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求しようとする者（以下「訂正請求者」という。）は、訂正請求書（別記様式第14号）を開示窓口に提出して行わなければならない。

2 前項の訂正請求書の提出に際しては、訂正請求者は、個人情報保護法第91条第2項に定める書類（個人情報保護法第90条第2項に基づく代理人による請求にあたっては別記様式第15号を含む）を提示し、又は提出しなければならない。

(訂正請求書の補正等に係る準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、訂正請求書の補正、訂正請求者への訂正請求書の写しの交付及び保護管理者への訂正請求書の写しの送付について準用する。この場合において、これらの規定中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。

(保有個人情報、保有特定個人情報の訂正)

第38条 前条において準用する第27条の規定により、保有個人情報に係る訂正請求書の写しの送付を受けた保護管理者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を調査し、当該訂正請求に理由があると認めるときは当該保有個人情報を訂正して総括保護管理者に提出し、理由がないと認めるときはその理由を総括保護管理者に報告しなければならない。

2 保有特定個人情報の訂正は、前項の規定を準用して行う。この場合において、規定中「保有個人情報」とあるのは「保有特定個人情報」と読み替えるものとする。

(訂正等の決定)

第39条 総括保護管理者は、前条の提出又は報告に基づき、第37条において準用する第25条の規定による補正に要した日数を除き、訂正請求があつた日から30日以内に、訂正又は訂正をしない旨の決定を行うものとする。

2 総括保護管理者は、前項の決定を行うに際しては、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。

(訂正等の決定通知)

第40条 総括保護管理者は、前条第1項の決定を行つたときは、訂正請求者に対し、別記様式（第16号又は第17号）により通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第40条の2 総括保護管理者は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(期限の延長)

第41条 総括保護管理者は、個人情報保護法第94条第2項又は同法第95条の規定により第39条に定める期限を延長するときは、別記様式（第18号又は第19号）により、訂正請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第42条 総括保護管理者は、個人情報保護法第96条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式（第20号）により、当該独立行政法人又は行政機関の長に通知し、別記様式（第21号）によりその旨を訂正請求者に通知しなければならない。

第3節 利用停止

(利用停止請求)

第43条 個人情報保護法第98条の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報又は保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請

個人情報の保護に関する規程

求しようとする者（以下「利用停止請求者」という。）は、利用停止請求書（別記様式第22号）を開示窓口に提出して行わなければならない。

2 前項の利用停止請求書の提出に際しては、個人情報保護法第99条第2項に定める書類（個人情報保護法第98条第2項に基づく代理人による請求にあたっては別記様式第23号を含む）を提示し、又は提出しなければならない。

（利用停止請求書の補正等に係る準用）

第44条 第25条から第27条までの規定は、利用停止請求書の補正、利用停止請求者への利用停止請求書の写しの交付及び保護管理者への利用停止請求書の写しの送付について準用する。この場合において、これらの規定中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

（保有個人情報、保有特定個人情報の利用停止）

第45条 前条において準用する第27条の規定により、保有個人情報に係る利用停止請求書の写しの送付を受けた保護管理者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を調査し、当該利用停止請求に理由があると認めるときはその旨及び当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の適正な遂行に及ぼす影響を、理由がないと認めるときはその理由を総括保護管理者に報告しなければならない。

2 保有特定個人情報の利用停止は、前項の規定を準用して行う。この場合において、規定中「保有個人情報」とあるのは「保有特定個人情報」と読み替えるものとする。

（利用停止等の決定）

第46条 総括保護管理者は、前条の報告に基づき、第44条において準用する第25条の規定による補正に要した日数を除き、利用停止請求があつた日から30日以内に、利用停止又は利用停止をしない旨の決定を行うものとする。

2 総括保護管理者は、前項の決定を行うに際しては、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。

（利用停止等の決定通知）

第47条 総括保護管理者は、前条第1項の決定を行つたときは、利用停止請求者に対し、別記様式（第24号又は第25号）により通知しなければならない。

（期限の延長）

第48条 総括保護管理者は、個人情報保護法第102条第2項又は同法第103条の規定により第46条に定める期限を延長するときは、別記様式（第26号又は第27号）により、利用停止請求者に通知しなければならない。

第4節 審査請求

（審査請求に対する措置）

第49条 総括保護管理者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求が行われたときは、委員会に意見を求めるものとする。

2 総括保護管理者は、個人情報保護法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別記様式（第28号）により、審査請求人その他同法第1

05条第2項各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第50条 第33条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報又は保有特定個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5節 移送

(移送された事案の取扱い)

第51条 他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示、訂正又は利用停止に係る手続は、第24条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

第6章 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第52 本学は、個人情報保護法第5章第5節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)を作成し、及び提供することができる。

2 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 その他

(本学による苦情の処理)

第53条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 本学は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。(雑則)

第54条 この規程に定めるもののほか、本学における個人情報の保護に関し必要な事項は、委員会の議を経て総括保護管理者が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月17日から施行する。

附 則(平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第822号)

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1039号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1178号)

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

個人情報の保護に関する規程

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1270号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1413号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1709号）

この改正規程は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1972号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2009号）

この改正規程は、平成29年12月6日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2148号）

この改正規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和5年2月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2506号）

この改正規程は、令和5年2月21日から適用する。

別記様式第1号（第24条第1項関係）

保有個人情報開示請求書

年　月　日

国立大学法人和歌山大学長 殿
ふりがな
氏名

住所又は居所 〒

TEL — —

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

保有個人情報の名称又は内容等 請求に係る保有個人情報が特定できるよう、具体的に記入してください。	
求める開示の実施方法(任意記入) ①求める開示の実施方法 ②法人において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方 法によるかの別について記入してください。	① 開示の実施方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他 () ② 希望する方に○を付してください。 イ 法人において開示の実施を求める (この場合、希望日を記入してください) 年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める
開示請求者 請求者本人確認書類 (提示又は提出する書類)	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人 1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 在留カード 5 特別永住者証明書又は特別永住者証明とみなされる外国人登録証明書 6 その他 ()
本人の状況等	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
請求資格証明書類	法定代理人が請求する場合、請求者本人確認書類に加えて次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 () 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 1 委任状 2 委任者の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証の写しなど

個人情報の保護に関する規程

※裏面の注意事項も確認のこと

(＊以下は記入不要)

受 理 年 月 日	年 月 日	受 付 担 当	保有個人情報開示担当
決 定 期 限	年 月 日	整 理 番 号	
開示請求手数料	300 円 × 件		円

<注>

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 本人確認等

- (1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。
- (2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することができます。
- (3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
- (4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

3 法定代理人による開示請求の場合

- (1) 法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。
- (2) 当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失したときは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第4項の規定に基づき、直ちに、書面でその旨を本学に届け出してください。

4 任意代理人による開示請求の場合

- (1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第2号により、委任状を提出してください。なお、委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。
- (2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。
 - ① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出

個人情報の保護に関する規程

別記様式第2号（第24条第2項関係）

委任状

(代理人)住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報又は特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報又は特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報又は特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所

氏名

印

連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出する。

別記様式第3号（第30条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

○年○月○日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1. 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2. 不開示とした部分とその理由

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に本学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。）

3. 開示する保有個人情報の利用目的

4. 開示の実施の方法等

ア 開示請求書における開示の実施方法どおりに開示の実施ができるかどうかの別

- ① 開示請求書のとおり開示の実施ができる。
- ② 開示請求書のとおり開示の実施ができない。

実施できない理由（ ）

イ 開示の実施の方法等

ウ 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

エ 写しの送付を希望する場合の準備に要する日数及び郵送料の額

準備に要する日数	日
郵送料（郵便切手）の額	円分

個人情報の保護に関する規程
別記様式第4号（第30条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

○年○月○日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 開示をしないこととした理由

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に本学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。）

別記様式第5号（第31条関係）

和大〇第　　号
年　月　日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学　印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

○年○月○日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 延長後の期限　　年　月　日

3. 延長の理由

個人情報の保護に関する規程
別記様式第6号（第31条関係）

和大〇第　　年　月　　日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学 

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

〇年〇月〇日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等
2. 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
3. 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限　　年　月　　日

別記様式第7号（第32条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長） 殿

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

〇年〇月〇日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条の規定により、下記のとおり移送します。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 開示請求者氏名等

氏 名：

住所又は居所：

連 絡 先： ()

法定代理人による開示請求の場合

- (1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者（※特定個人情報の場合）

(2) 本人の氏名：

(3) 本人の住所又は居所：

3. 添付資料等

- (1) 開示請求書
(2) 移送前に行った行為の概要記録

4. 備考

個人情報の保護に関する規程
別記様式第8号（第32条関係）

和大〇第
年 月 号
日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）

〇年〇月〇日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定通知は、下記の移送先において行われます。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 移送をした日

3. 移送の理由

4. 移送先の独立行政法人等（行政機関）

（1） 独立行政法人等（行政機関）名

（2） 担当部課等名

（3） 所在地

（4） 電話番号

5. 備考

別記様式第9号（第33条第1項関係）

和大〇第
年 月 号
日

（第三者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封しました「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 開示請求の年月日 年 月 日

3. 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

4. 意見書の提出先

個人情報の保護に関する規程

別記様式第10号（第33条第1項関係）

和大〇第
年 月 号
日

（第三者）様

国立大学法人和歌山大学

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封しました「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 開示請求の年月日 年 月 日

3. 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由

適用区分 第1号、 第2号
(適用理由)

4. 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

5. 意見書の提出先

別記様式第11条（第33条第1項関係）

年　月　日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

国立大学法人和歌山大学 御中

(ふりがな)
氏名又は名称

（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

○年○月○日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 開示に関してのご意見

保有個人情報を開示されることについて支障がない。

保有個人情報を開示されることについて支障がある。

① 支障（不利益）がある部分

② 支障（不利益）の具体的理由

3. 連絡先

個人情報の保護に関する規程

別記様式第12号（第33条第2項関係）

和大〇第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者）様

国立大学法人和歌山大学

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（照会）

（あなた、貴社等）から〇年〇月〇日付けて「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

1. 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2. 開示することとした理由

3. 開示決定をした日 年 月 日

4. 開示を実施する日 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第13号（第34条第1項関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　月　日

国立大学法人和歌山大学 御中

氏名

住所又は居所 〒

TEL — —

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1. 法人文書開示決定通知書の番号等 年　月　日 第　号

2. 求める開示の実施の方法

(下表から実施の方法を選択し該当するものに○印を付してください。)

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		A 閲覧	①全部 ②一部 ()
		B 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		C その他 ()	①全部 ②一部 ()

3. 開示の実施を希望する日（来学の上、開示の実施を希望される場合にご記入ください）

年　月　日

4. 写しの送付（郵送）の希望の有無

(写しの交付を希望される場合に、該当するものに○印を付してください。)

有 → 同封する郵便切手の額_____円
 無

個人情報の保護に関する規程

別記様式第14号（第36条第1項関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 _____年____月____日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 _____年____月____日付け 第_____号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

[]

3 訂正請求の趣旨及び理由

(趣旨)

(理由)

4 本人確認等

ア 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状

<注>

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 本人確認等

- (1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。
- (2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。
- (3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
- (4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

3 法定代理人による開示請求の場合

法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

4 任意代理人による開示請求の場合

- (1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第7号により、委任状を提出してください。なお、委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。
- (2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。
 - ① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出

個人情報の保護に関する規程

別記様式第15号（第36条第2項関係）

委任状

(代理人)住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報又は特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報又は特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報又は特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所

氏名

印

連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出する。

別記様式第16号（第40条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（訂正請求者）様

国立大学法人和歌山大学

印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

〇年〇月〇日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

記

1. 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2. 訂正請求の趣旨

3. 訂正決定をする内容及び理由

（訂正内容）

（訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

個人情報の保護に関する規程
別記様式第17号（第40条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（訂正請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

〇年〇月〇日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正をしない旨の決定をしましたので通知します。

記

1. 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2. 訂正をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第18号（第41条関係）

和大〇第
年 月 号
日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

〇年〇月〇日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2. 延長後の期限 年 月 日

3. 延長の理由

個人情報の保護に関する規程
別記様式第19号（第41条関係）

和大〇第
年 月 日
号

（訂正請求者）様

国立大学法人和歌山大学 

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

○年○月○日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

1. 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2. 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3. 訂正決定等をする期限 年 月 日

別記様式第20号（第42条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長）殿

国立大学法人和歌山大学

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

○年○月○日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条の規定により、下記のとおり移送します。

記

1. 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2. 訂正請求者氏名等

氏 名：

住所又は居所：

連絡先： ()

法定代理人による訂正請求の場合

- (1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者（※特定個人情報の場合）

(2) 本人の氏名：

(3) 本人の住所又は居所：

3. 添付資料等

- (1) 訂正請求書
(2) 移送前に行った行為の概要記録

4. 備考

個人情報の保護に関する規程
別記様式第21号（第42条関係）

和大〇第
年 月 号
日

（訂正請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（通知）

○年○月○日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定通知は、下記の移送先において行われます。

記

1. 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2. 移送をした日

3. 移送の理由

4. 移送先の独立行政法人等（行政機関）

（1） 独立行政法人等（行政機関）名

（2） 担当部課等名

（3） 所在地

（4） 電話番号

4. 備考

別記様式第22号（第43条第1項関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 _____年_____月_____日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 _____年_____月_____日付け 第_____号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

}

3 利用停止の趣旨及び理由

(趣旨) 法第98条第1項第1号該当 → 利用の停止、 消去 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止

(理由)

4 本人確認等

ア 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人

(ふりがな)

(2) 本人の氏名 _____

(3) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

 請求資格確認書類 委任状

<注>

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 本人確認等

- (1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。
- (2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。
- (3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
- (4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

3 法定代理人による開示請求の場合

法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

4 任意代理人による開示請求の場合

- (1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第7号により、委任状を提出してください。なお、委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。
- (2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。
 - ① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出

別記様式第23号（第43条第2項関係）

委任状

(代理人)住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報又は特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 利用停止請求に係る個人情報又は特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限
及び利用停止請求に係る個人情報又は特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所

氏名

印

連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出する。

個人情報の保護に関する規程
別記様式第24号（第47条関係）

和大〇第　　年　月　　日

（利用停止請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

〇年〇月〇日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

記

1. 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2. 利用停止請求の趣旨

3. 利用停止決定をする内容及び理由
(利用停止決定の内容)

（利用停止の理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第25号（第47条関係）

和大〇第 号
年 月 日

（利用停止請求者）様

国立大学法人和歌山大学

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

〇年〇月〇日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

記

1. 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2. 利用停止をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

個人情報の保護に関する規程
別記様式第26号（第48条関係）

和大〇第
年 月 号
日

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

〇年〇月〇日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2. 延長後の期限 年 月 日

3. 延長の理由

別記様式第27号（第48条関係）

和大〇第
年 月 日

（利用停止請求者）様

国立大学法人和歌山大学 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

〇年〇月〇日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

1. 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2. 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3. 利用停止決定等をする期限 年 月 日

個人情報の保護に関する規程

別記様式第28号（第49条第2項関係）

和大〇第
年 月 日
号

（審査請求人等）様

国立大学法人和歌山大学 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

○年○月○日付けの国立大学法人和歌山大学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

1. 審査請求に係る保有個人情報の名称等

2. 審査請求日

3. 審査請求の趣旨

4. 諮問日・諮問番号 年 月 日 号